

## 秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、企業における女性の活躍を一層推進するとともに、女性がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、もって若年女性に魅力ある企業の増加を図り、その定着を促進するために、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女活法」という。）第9条の規定に基づく一般事業主の認定（以下「えるぼし」という。）を目指して、女性の活躍推進に取り組む企業の認定及び認定した企業への支援等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 本制度の対象となる「企業」は、女活法に定める一般事業主であって、次に掲げる各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 県内に本社（主たる事業所）を有すること。
- (2) 過去3年間において、労働基準法、労働安全衛生法、女活法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。
- (3) 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団等の反社会勢力に所属したことがなく、これらの者と関係を有していないこと。

### (認定の要件)

第3条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす企業をえるぼしチャレンジ企業として認定することができる。

- (1) 女活法に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、届出していること。
- (2) 女活法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。以下「省令」という。）第8条第1号イに掲げる基準（以下「えるぼし認定基準」という。）の数値を1つ以上達成していること。
- (3) 「えるぼし」の認定取得を目指した取組の実施計画を有すること。

### (認定の申請)

第4条 えるぼしチャレンジ企業の認定を受けようとする企業は、えるぼしチャレンジ企業認定申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) えるぼしチャレンジ企業認定要件確認調書（様式第2号）
- (2) えるぼし認定の取得に向けた取組実施計画書（様式第3号）
- (3) 省令第1条の規定に基づく行動計画策定の届出書の写し
- (4) 行動計画書の写し
- (5) その他認定に関し知事が必要と認める書類

### (認定)

第5条 知事は前条の申請があった場合において、提出された書類等により審査を行い、要件を満たしていることを確認した上で、これを認定し、えるぼしチャレンジ企業認定証（様式4号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による認定をしないときは、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 認定の有効期間は、前条（２）の取組実施計画書に記載された実施期間とし、その上限は認定の日から起算して３年間とする。ただし、有効期間内にえるぼし認定を取得した場合は、有効期間の終期はえるぼしの認定の日までとする。

#### （調査）

- 第 6 条 知事は、本制度の運用に当たり、その職員に必要な応じてえるぼしチャレンジ企業（前条により認定された企業をいう。以下同じ。）における取組状況を調査させることができる。
- 2 えるぼしチャレンジ企業は、前項に定める調査に協力するものとする。

#### （変更の届出）

- 第 7 条 えるぼしチャレンジ企業は、認定の要件に関わる内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から 30 日以内にえるぼしチャレンジ企業認定変更届出書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

#### （認定の辞退）

- 第 8 条 えるぼしチャレンジ企業は、女性の活躍推進に関する取組を継続できなくなったこと等により、認定を辞退したいときは、速やかにえるぼしチャレンジ企業認定辞退届出書（様式第 6 号）を提出し、併せて認定証を知事に返納するものとする。

#### （認定の取消し）

- 第 9 条 知事は、えるぼしチャレンジ企業が要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他えるぼしチャレンジ企業として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付してえるぼしチャレンジ企業にその旨を通知するものとする。
  - 3 えるぼしチャレンジ企業は、前項の通知を受けた時は、速やかに認定証を知事に返還するものとする。

#### （認定の更新）

- 第 10 条 えるぼしチャレンジ企業が、有効期間を経過した後も、引き続き認定を受けようとするときは、えるぼしチャレンジ企業認定申請書（様式第 1 号）に第 4 条（１）から（５）に規定する書類を添えて、有効期間が満了する日の 30 日前までに知事に提出しなければならない。ただし（３）及び（４）の書類については前回提出した内容に変更がない場合は省略することができる。
- 2 第 5 条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

#### （支援）

- 第 11 条 知事は、えるぼしチャレンジ企業が行う女性の活躍推進に関する取組に対し、支援を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 県は、本事業の実施に当たり知り得た個人情報について、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第4条は令和4年4月25日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、この要綱による改正後の秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度要綱の規定は、令和4年5月1日から適用する。